

第19回 定時株主総会 招集ご通知



Arr planner
group

日時

2022年4月26日（火曜日）
午前10時〔受付開始：午前9時30分〕

場所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコート

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

株式会社アールプランナー

証券コード 2983

(証券コード2983)
2022年4月8日

株 主 各 位

愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番3号
株式会社アールプランナー
代表取締役社長 梢 政 樹

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年4月25日(月曜日)午後6時45分**までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月26日(火曜日)午前10時〔受付開始：午前9時30分〕
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第19期(2021年2月1日から2022年1月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(2021年2月1日から2022年1月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.arrplanner.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ②計算書類のうち「個別注記表」
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.arrplanner.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

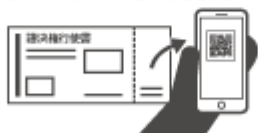
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合（*極力事前行使していただきますよう強くお願い申し上げます）

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年4月25日（月曜日）
午後6時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード*」をスマート
フォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2022年4月25日（月曜日）
午後6時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年4月25日（月曜日）
午後6時45分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送ください。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年4月26日（火曜日）
午前10時
〔受付開始：午前9時30分〕

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他（ご登録住所・株式数
等）のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

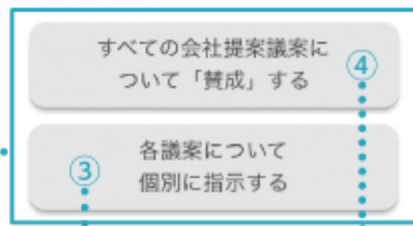


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する

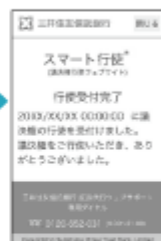


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

● インターネットによるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- 2 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) <u>第1条</u> 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 1 ^{こ が} ^{ゆう すけ} 古賀 祐介

1974年9月8日生

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 積水ハウス株式会社 入社
- 2001年10月 愛知ダイワ株式会社 入社
- 2003年10月 当社設立 代表取締役社長 就任
- 2007年2月 株式会社アールプランナー・ソリューションズ（現 株式会社アールプランナー不動産）設立 代表取締役 就任
- 2010年6月 株式会社アールプランナー・ソリューションズ（現 株式会社アールプランナー不動産）取締役 就任（現任）
- 2013年8月 当社 代表取締役会長 就任（現任）

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

古賀祐介氏は、当社創業者として代表取締役社長、代表取締役会長を務め、当社の経営の中核を担う中で、当社の事業拡大・経営基盤の強化を図ってきた実績を有しております。これまでの当社経営に関する豊富な経験・見識を活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

185,000株

在任期間（本総会終結時）

18年6ヶ月

取締役会への出席状況

22回／22回

(100%)

候補者
番号

2

こずえ
梢

まさ き
政樹

1975年7月26日生

再任



所有する当社の株式数
235,000株

在任期間（本総会終結時）
12年4ヶ月

取締役会への出席状況
22回/22回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 中部積和不動産株式会社（現 積水ハウス不動産中部株式会社）入社
- 2007年2月 株式会社アールプランナー・ソリューションズ（現 株式会社アールプランナー不動産）取締役 就任
- 2009年12月 当社 取締役 就任
- 2010年6月 株式会社アールプランナー・ソリューションズ（現 株式会社アールプランナー不動産）代表取締役社長 就任（現任）
- 2013年8月 当社 代表取締役社長 就任（現任）

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

梢政樹氏は、2013年8月に代表取締役社長に就任して以降、事業執行の最高責任者として当社を飛躍的に成長・拡大させるなどの実績を重ねており、強いリーダーシップのもと当社の経営を牽引しております。経営に関する深い知見と豊富な経験を活かして、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 積水ハウス株式会社 入社
2012年1月 当社 入社
2014年8月 当社 経営戦略室室長 就任
2017年10月 当社 取締役 事業本部長 就任（現任）

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

安藤彰敏氏は、2012年に当社に入社してから事業部門・経営戦略室を担当し、2017年10月から取締役事業本部長として当社事業部門を指揮し、当社の事業の成長・拡大に貢献してまいりました。これまでの豊富な経験を活かすことで、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

—

在任期間（本総会終結時）

4年6ヶ月

取締役会への出席状況

22回／22回

(100%)

候補者
番号

4

ふな はし
舟橋

とも
和

1980年8月19日生

再任



所有する当社の株式数
1,000株

在任期間（本総会終結時）
3年3ヶ月

取締役会への出席状況
22回/22回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2013年9月 公認会計士登録
2017年10月 当社 入社 管理部長 就任
2019年1月 当社 取締役 管理本部長 就任（現任）

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

舟橋和氏は、公認会計士としての専門的知識と経験を有するとともに、2017年10月に当社に入社してから当社管理部門における豊富な経験を有しております。2019年1月から取締役管理本部長として当社管理部門を統括し、当社の業務及び経営に精通しております。これらを活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年6月 NBCコンサルタンツ株式会社 入社
 2005年7月 株式会社ネクステージ 入社
 2006年12月 株式会社ネクステージ 管理本部経理財務部長 就任
 2010年2月 株式会社ネクステージ 取締役 管理本部長 就任
 2011年12月 株式会社ASAP 取締役 就任
 2012年2月 株式会社ネクステージ 取締役 管理本部長 兼 CFO 就任
 2018年2月 株式会社ネクステージ 取締役 就任
 株式会社プロジェクト・エー 代表取締役 就任 (現任)
 2018年4月 当社 社外取締役 就任 (現任)
 2019年3月 株式会社Gold Key Co.,Ltd 社外取締役 就任 (現任)
 株式会社アラカン 取締役副社長 就任 (現任)
 2019年7月 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外取締役 就任

所有する当社の株式数
2,000株

社外取締役在任期間
(本総会最終時)
4年

取締役会への出席状況
22回/22回
(100%)

当社との間の特別の利害関係

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安藤弘志氏は、上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、2018年4月から当社の社外取締役として、主にIRやコーポレート・ガバナンスの強化について、企業経営全般に携わってきた経験を活かし、当社の経営指標及び事業展開に関する的確な助言・提言を述べるとともに、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、経営全般に対する監督機能について十分な役割を果たしていただいております。今後も社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 安藤弘志氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 当社は、安藤弘志氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。安藤弘志氏が取締役役に選任され就任した場合、当社は引き続き安藤弘志氏を独立役員とする予定です。
 3. 当社は、安藤弘志氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額としており、安藤弘志氏が取締役役に選任され就任した場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しております。なお、各候補者が取締役役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、2018年12月18日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」と

いう。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という)。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、2021年9月30日には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的に解除される等、経済活動と社会活動の再開に向けた動きがみられました。しかし、2021年末以降は新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染者数が急拡大に転じております。また、ウクライナ情勢の悪化といった地政学的リスクも重なり、資源価格の上昇など、依然不透明な状況で推移することが懸念されます。

住宅業界におきましては、グリーン住宅ポイント制度の導入、住宅ローン控除及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長等の政府施策により、住宅投資を喚起する環境の中で、国土交通省発表による全国の新設住宅着工戸数（出典：国土交通省 建築着工統計調査 2021年 年次データ）が、前期比105.0%となりました。当社グループでは新築一戸建の建設を主な事業としており、これに関連する「持家」の新設住宅着工戸数につきましては前期比109.4%、「分譲住宅（一戸建）」の新設住宅着工戸数につきましては同107.9%となっており、巣ごもり生活やテレワークの浸透により戸建住宅取得の意欲が醸成され、「持家」の新設住宅着工戸数が前期比プラスに転じております。しかし、2021年春頃から「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材不足と価格の高騰が生じており、建築資材の高騰や供給不安など、先行きについては不確実性が継続しております。

当社グループの地盤である愛知県における新設住宅着工戸数（出典：国土交通省 建築着工統計調査 2021年 年次データ）は、「持家」につきましては前期比106.5%、「分譲住宅（一戸建）」につきましても同110.8%となっており、コロナ禍でも巣ごもり生活やテレワークに対応可能な環境を求める消費者が、戸建住宅を求める傾向がみられます。

このような状況のもとで、当社グループは、戸建住宅事業における「注文住宅」×「分譲住宅」×「不動産仲介」のビジネス展開（ワンストップ・プラットフォーム）を推進して、「注文住宅」及び「分譲住宅」で培ったノウハウを相互に利用することで、顧客ニーズに合った戸建住宅の提案を行い、「不動産仲介」においては、戸建住宅に最適な土地情報の収集を行ってまいりました。

また、2021年10月にリニューアルした「アールギャラリー」ホームページ等のテーマ性を持ったWebサイトやSNSを活用した当社独自のデジタルマーケティングを展開して関心の高い顧客層へ確実に当社グループの情報を到達させるとともに、住宅購入を検討中の潜在層へ幅広くアプローチする効率的な集客体制を強化し、デザイン・設計力、高性能、適正価格の全てにこだわりを持つコストパフォーマンスを重視した商品力により戸建住宅の需要を積極的に取り込みました。

さらに、デザイン・設計力、高性能、適正価格の全てにこだわりを持つコストパフォーマンスを重視した商品力が総合的に評価され、当社が『住む人の個性が際立つ空間「Fの家」プロジェクト』として展開している注文住宅ブランド「Fの家」が公益財団法人日本デザイン振興会が主催する2021年度グッドデザイン賞を受賞いたしました。

今後の首都圏エリアでの成長を加速させるため、新たな販売活動の拠点として武蔵野展示場（2022年1月）を開設し、将来の持続的成長実現に向けた設備投資を行いました。そして、東海エリアのさらなるシェアアップのため、愛知県に新たな販売活動の拠点として小牧展示場（2021年9月）を開設いたしました。

売上高につきましては、巣ごもり生活やテレワークなどの価値観や消費行動が変わる「ウィズコロナ」の時代の中、郊外を中心とした戸建住宅の需要の増加が続いており、過去最高を更新することができました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は28,057,223千円（前期比27.5%増）、営業利益は1,519,852千円（前期比142.9%増）、経常利益は1,383,335千円（前期比164.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は960,020千円（前期比174.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（戸建住宅事業）

戸建住宅事業につきましては、愛知県及び首都圏エリアの中心である東京都における新設住宅着工戸数（出典：国土交通省 建築着工統計調査 2021年 年次データ）が前期比プラスに転じており、また郊外を中心に戸建住宅需要が増加しております。

こうした中、注文住宅につきましては、当社独自のデジタルマーケティングにより旺盛な戸建住宅への需要を積極的に取り込み、ブランド力の向上に伴う営業現場での徹底した適正価格提供により、注文住宅の売上高は、順調に推移いたしました。

なお、注文住宅の請負工事につきましては、契約の締結から着工・竣工までが通常長期間に及ぶため、住宅展示場の開設が売上実績に反映されるまでタイムラグが生じることになります。

分譲住宅につきましては、愛知県における「分譲住宅（一戸建）」の新設住宅着工戸数は前期比110.8%、また東京都における「分譲住宅（一戸建）」の新設住宅着工戸数は前期比99.5%となったものの、顧客ニーズを捉えた土地の仕入れを行うとともに、巣ごもり生活やテレワークなど価値観や消費行動が変わり、当社独自のデジタルマーケティングの活用によりコロナ禍で住宅環境における快適性を求める傾向を積極的に取り込んだ結果、分譲住宅の売上高は、好調に推移いたしました。

一方で、費用面につきましては、さらなる事業拡大に向けた積極的な投資を行った結果、住宅展示場新設等の拠点に関わる費用や積極的な採用の継続により人件費が増加いたしました。また、販売棟数増加に伴い住宅顧客紹介に関する支払手数料が増加しております。

この結果、売上高は27,378,163千円（前期比26.6%増）、セグメント利益は2,349,488千円（前期比64.2%増）となりました。

（中古再生・収益不動産事業）

中古再生・収益不動産事業につきましては、中古住宅・収益不動産物件の売却及び賃料であり、収益不動

産物件の売却収入の増加により、売上高は648,250千円（前期比80.8%増）、セグメント利益は75,018千円（前期比177.6%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、主に顧客紹介手数料及び火災保険の代理店手数料であり、売上高は30,808千円（前期比17.5%増）、セグメント利益は29,182千円（前期比31.5%増）となりました。

なお、第2四半期連結累計期間より報告セグメントの名称を「その他不動産事業」より「中古再生・収益不動産事業」に変更しております。また、この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は348,141千円であり、セグメントごとの設備投資状況について示すと、以下のとおりであります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

（戸建住宅事業）

当連結会計年度の設備投資の総額は340,041千円であり、その主な内容は、販売拠点・エリアを拡大させるための住宅展示場の開設（武蔵野展示場、小牧展示場）に伴う建物及び構築物の取得150,677千円及び住宅展示場及びショールームの新設に伴う建設仮勘定の計上127,861千円等であります。

（中古再生・収益不動産事業）

当連結会計年度の設備投資の総額は6,999千円であり、その主な内容は、収益不動産の修繕等であります。

（その他）

該当事項はありません。

（全社共通）

当連結会計年度の設備投資の総額は1,100千円であり、その主な内容は、借入金管理システムであります。

(3) 資金調達の状況

2021年2月10日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額670,956千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展及び経口ウイルス薬の供給により平常化し、緩やかに回復基調に向かうことが期待されますが、ウクライナ情勢の悪化といった地政学的リスクによる資源価格の上昇など、経済環境は依然不透明な状況で推移することが懸念されます。

また、住宅業界につきましては、こどもみらい住宅支援事業等の政府施策及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化により、引き続き住宅投資を喚起すると予想されます。

このような状況のもとで、当社グループは、今後のさらなる成長に向けて、以下の事項を対処すべき課題として認識し、着実に取り組んでまいります。

① 東海エリアでのさらなるシェアアップ及び首都圏エリアでの成長の加速

当社グループの地盤である東海エリアでは、これまで新規出店等により順調に販売棟数を伸ばせておりますが、一方で、現在の販売網では愛知県全域をカバーできていない状況と認識しております。

今後、愛知県内の空白エリア及び愛知県以外の東海エリア（岐阜県・三重県・静岡県）への出店を行い、さらなるシェアアップを目指してまいります。

また、当社グループの強みと親和性の高い首都圏エリアでは、2019年10月の初出店から高成長で推移しております。今後も新たな拠点を開設し、東海エリアでの成功モデルを横展開して成長の加速を目指してまいります。

② 新たな事業への取り組み

当社グループは、中古物件に関するニーズ増加にこたえるとともに、住宅販売を通じたサステナブルな社会の実現のため、優良な中古物件を取り扱う中古住宅流通事業を開始いたしました。

今後、ますます加速するとみられる社会・環境の変化及び住環境に対する価値観の変化に寄り添いながら、当社グループならではの持続可能な企業価値の向上に取り組んでいくとともに、当社グループの強みである「デザイン・設計力、高性能、適正価格の全てにこだわりを持つコストパフォーマンスを重視した商品力」を活かして、より付加価値の高い住宅を提供できるよう努めてまいります。

③ 生涯取引（ライフタイムバリュー）の強化

当社グループは、住宅を購入されたお客様に対して、住宅保険、アフターメンテナンス、リフォーム・リノベーション等、ライフスタイルに寄り添うサービスを提供できる体制を強化し、オーナー向けアプリの開発などLTV（Life Time Value/ライフタイムバリュー）向上施策を通じてお客様と生涯にわたりお付き合いしていく「生涯取引」を目指してまいります。

④ 『人財』採用・育成の強化

当社グループは、従業員を『人財』として位置付け、重要な経営資源として認識しております。さらなる企業成長を推し進める上で、優秀な『人財』の確保・育成は必要不可欠であると考えております。

住宅業界内での当社グループの知名度・成長性に惹かれ応募する『人財』を積極的に採用し、経験豊富な『人財』を起点としてプロフェッショナリズムを継承する『人財』育成を強化することにより、事業規模拡大を支えられる体制を構築し、企業価値の向上へとつなげてまいります。

⑤ 品質の向上

当社グループは、「こだわりのある良質な住まいをよりリーズナブルに」を企業バリューとして、デザイン性と機能性を兼ね備えた住宅を適正な価格で提供しております。価格を追求することで低品質の住宅を提供することがないよう、施工管理を担う部署を中心として徹底した品質管理を行い、安心できる住環境を提供すべく、品質の維持に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2019年1月期)	第17期 (2020年1月期)	第18期 (2021年1月期)	第19期 (当連結会計年度) (2022年1月期)
売上高 (千円)	—	19,183,073	22,012,327	28,057,223
経常利益 (千円)	—	593,760	523,358	1,383,335
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	434,139	349,495	960,020
1株当たり当期純利益 (円)	—	108.53	87.37	182.05
総資産 (千円)	—	15,113,086	16,022,676	22,555,812
純資産 (千円)	—	1,946,407	2,295,902	3,926,610
1株当たり純資産額 (円)	—	486.60	573.98	737.64

- (注) 1. 第17期より連結計算書類を作成しておりますので、第16期については記載しておりません。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
5. 当社は2019年6月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、2022年2月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2019年1月期)	第17期 (2020年1月期)	第18期 (2021年1月期)	第19期 (当事業年度) (2022年1月期)
売上高 (千円)	15,428,990	18,429,922	21,249,047	27,046,162
経常利益 (千円)	506,555	464,754	426,357	1,167,012
当期純利益 (千円)	367,016	346,761	319,386	810,333
1株当たり当期純利益 (円)	91.75	86.69	79.85	153.66
総資産 (千円)	11,492,936	13,752,453	14,751,992	21,144,714
純資産 (千円)	1,255,878	1,602,639	1,922,026	3,403,047
1株当たり純資産額 (円)	313.97	400.66	480.51	639.29

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は2018年8月1日付で普通株式1株につき5株、2019年6月15日付で普通株式1株につき10株、2022年2月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)アールプランナー不動産	50,000千円	100%	不動産仲介事業 中古再生・収益不動産事業

(7) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社1社(㈱アールプランナー不動産)により構成されており、「All Satisfaction～すべての人に満足を」の経営理念のもと、「デザイン×テクノロジーで人々の住生活を豊かにする」ことをミッションとして、「注文住宅」×「分譲住宅」×「不動産仲介」の3つの事業をワンストップで行い、様々な顧客ニーズにこたえることができる、日本一顧客満足度の高い住宅プラットフォーム企業になることをビジョンとしております。また、“こだわりのある良質な住まいをよりリーズナブルに”をバリューとして、「戸建住宅事業」及び「中古再生・収益不動産事業」を展開しております。

当社グループの事業における当社及び連結子会社の位置付け及びセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	会社名	役割
戸建住宅事業	当社	主に注文住宅の請負事業、リフォーム・エクステリアの請負事業、分譲住宅の販売事業、不動産の仕入・販売事業を行っております。
	㈱アールプランナー不動産 (連結子会社)	不動産仲介事業を行っております。
中古再生・収益不動産事業	当社	中古不動産・収益不動産の取得・再生・販売事業を行っております。
	㈱アールプランナー不動産 (連結子会社)	
その他	当社	主に顧客紹介に関する手数料等であります。
	㈱アールプランナー不動産 (連結子会社)	主に火災保険の代理店手数料であります。

(8) 主要な営業所 (2022年1月31日現在)

① 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	名古屋市東区東桜一丁目13番3号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

② 営業拠点

住宅展示場・ショールーム等	不動産店舗
緑 滝ノ水展示場 (名古屋市緑区)	
日進赤池展示場 (愛知県日進市)	アールプランナー不動産 天白営業所 (名古屋市天白区)
天白ショールーム (名古屋市天白区)	
中川展示場 (名古屋市中川区)	アールプランナー不動産 中川営業所 (名古屋市中川区)
守山尾張旭展示場 (愛知県尾張旭市)	アールプランナー不動産 名東・守山営業所 (名古屋市守山区)
東海展示場 (愛知県東海市)	アールプランナー不動産 東海営業所 (愛知県東海市)
春日井展示場 (愛知県春日井市)	アールプランナー不動産 春日井営業所 (愛知県春日井市)
小牧展示場 (愛知県小牧市)	
稲沢展示場 (愛知県稲沢市)	アールプランナー不動産 一宮営業所 (愛知県一宮市)
岡崎展示場 (愛知県岡崎市)	アールプランナー不動産 岡崎営業所 (愛知県岡崎市)
豊橋展示場 (愛知県豊川市)	アールプランナー不動産 豊橋・豊川営業所 (愛知県豊橋市)
栄ショールーム (名古屋市東区)	アールプランナー不動産 栄営業所 (名古屋市東区)
立川展示場 (東京都立川市)	
武蔵野展示場 (東京都武蔵野市)	アールプランナー不動産 新宿営業所 (東京都新宿区)
新宿ショールーム (東京都新宿区) (東京支店内)	アールプランナー不動産 吉祥寺営業所 (東京都武蔵野市)
吉祥寺オフィス (東京都武蔵野市)	

(9) 従業員の状況 (2022年1月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
戸建住宅事業	272名 (19名)	12名増 (1名増)
中古再生・収益不動産事業	— (—)	— (—)
全社 (共通)	34名 (1名)	2名増 (—)
合計	306名 (20名)	14名増 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。) は () 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は、特定セグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員であります。
3. 戸建住宅事業及び中古再生・収益不動産事業の両方に従事している従業員については、区分ができないため戸建住宅事業に含めて記載しております。
4. 報告セグメントに含まれない「その他」の事業セグメントは、当該事業のみに従事している従業員がおらず、重要性が乏しいため、記載しておりません。

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名 (13名)	17名増 (1名減)	33.0歳	3.4年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。) は () 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社百五銀行	1,608,778千円
株式会社関西みらい銀行	1,083,170
豊田信用金庫	975,366
知多信用金庫	802,984
いちい信用金庫	737,208
株式会社日本政策金融公庫	610,070
株式会社三菱UFJ銀行	496,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月10日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に、2021年12月22日付をもって名古屋証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,331,000株（自己株式200株を含む）

(注) 1. 2021年2月9日を払込期日とする公募増資及び2021年3月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は、330,000株増加しました。

2. 新株予約権の行使により発行済株式の総数が1,000株増加しております。

(3) 株主数 1,439名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Ko. International株式会社	250,000株	18.78%
梢 政 樹	235,000	17.65
T r e e T o p 株 式 会 社	200,000	15.02
古 賀 祐 介	185,000	13.90
アールプランナー従業員持株会	24,288	1.82
U B S A G S I N G A P O R E	13,000	0.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	12,000	0.90
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	9,500	0.71
株 式 会 社 S B I 証 券	8,983	0.67
大 芦 重 徳	8,000	0.60

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年11月19日開催の取締役会により、2022年2月1日付で株式分割及び定款変更が決議され、発行可能株式総数は12,000,000株増加し16,000,000株に、発行済株式の総数は3,993,000株増加し5,324,000株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

名 称	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議の日	2018年 1 月30日	2018年12月18日
新株予約権の行使時の 払込金額	600円	1,040円
権利行使期間	2020年 2 月 1 日から 2028年 1 月28日まで	2020年12月19日から 2028年12月12日まで
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価額及び資本組入額	発行価額 600円 資本組入額 300円	発行価額 1,040円 資本組入額 520円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降、1年間は、本新株予約権のうち、付与された数の2分の1まで行使することができる。株式上場の日以降、1年経過後は、本新株予約権のうち、付与されたすべてを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>	
取締役（社外取締役を除く） の保有状況	新株予約権の数 50個 目的となる株式の種類と数 普通株式 2,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 10個 目的となる株式の種類と数 普通株式 500株 保有者数 1名
社外取締役の保有状況	該当事項はありません。	

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
古賀 祐介	代表取締役会長	株式会社アールプランナー不動産 取締役
梢 政樹	代表取締役社長	株式会社アールプランナー不動産 代表取締役社長
安藤 彰敏	取締役 (事業本部長)	
舟橋 和	取締役 (管理本部長)	
安藤 弘志	取締役	株式会社プロジェクト・エー 代表取締役 株式会社アラカン 取締役副社長 株式会社Gold Key Co.,Ltd 社外取締役
古田 博	常勤監査役	
松井 知行	監査役	弁護士法人三浦法律事務所 法人パートナー弁護士 トビラシステムズ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
川井 信夫	監査役	

- (注) 1. 取締役安藤弘志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役古田博氏、監査役松井知行氏及び監査役川井信夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役安藤弘志氏、常勤監査役古田博氏、監査役松井知行氏及び監査役川井信夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役古田博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役松井知行氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有しております。
5. 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役（常勤監査役を除く）との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を

受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしておりますが、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されず、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社（及び子会社）の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬限度額は、2018年12月18日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役を除く）です。

社外取締役の報酬限度額は、2018年12月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の社外取締役の員数は1名です。

監査役の報酬限度額は、2018年12月18日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬などの内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長梢政樹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限内容は基本報酬の個人別の金額の決定であります。

この権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の役職、職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案した評価を行うには代表取締役社長梢政樹による決定が最も適していると判断するためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長梢政樹によって適切に行使されるよう、報酬等の決定に際しそのプロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、独立社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会の審議・答申を受け委任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	170,700 (3,300)	170,700 (3,300)	— (—)	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,445 (14,445)	14,445 (14,445)	— (—)	— (—)	3 (3)
計 (うち社外役員)	185,145 (17,745)	185,145 (17,745)	— (—)	— (—)	8 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

1. 社外取締役安藤弘志氏は、株式会社プロジェクト・エー代表取締役、株式会社アラカン取締役副社長及び株式会社Gold Key Co., Ltd社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
2. 監査役松井知行氏は、弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士及びトビラシステムズ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	安 藤 弘 志	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、主にIRやコーポレート・ガバナンスの強化について、企業経営全般に携わってきた経験を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っており、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社 外 監 査 役 (常勤監査役)	古 田 博	当事業年度開催の取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士として専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	松 井 知 行	当事業年度開催の取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	川 井 信 夫	当事業年度開催の取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席し、主に警察OBとして専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	20,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約を締結することのできる旨の規定は、定款上定めておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しており、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、監査役及び内部監査室が、随時必要な監査手続を実施することで役職員の職務執行状況を監視しております。

内部統制システムの整備状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び規程類を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っております。
 - ・ 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。
 - ・ 当社は、代表取締役社長が率先してコンプライアンス推進を統括し、コンプライアンスに関する取り組み及び体制の整備、教育・研修の実施を進めております。また、当社の取締役及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を発見したときは直ちに上長に報告するものとしております。
 - ・ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンス遵守状況等の監査を定期的実施し、その評価を代表取締役社長、取締役会及び監査役に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、取締役及び使用人が通報できる窓口を定め、適切に運用・対応を行っております。この場合、通報者の匿名性の保証と不利益が生じない体制を確保しております。
 - ・ 監査役は、取締役の職務が適正に行われているか監査を実施し、内部監査室及び会計監査人と連携して助言・勧告を行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しております。
 - ・ 「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「特定個人情報管理規程」を定め、情報の流出・漏洩を防止しております。
 - ・ 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。
 - ・リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は内部監査室が行うものとしております。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のリスク・コンプライアンス委員会を開催し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。
 - ・内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
 - ・取締役会は、当社グループの財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとしております。
 - ・予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図っております。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するため、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、特定の事項については、子会社より事前に報告させ、当社にて事前の承認を行う体制としております。
 - ・当社の監査役及び内部監査室が子会社の監査を行い、子会社の業務が適正に行われているか確認・指導を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。
 - ・取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ議決書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。
 - ・ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととしております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとしております。
 - ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査については、会計監査人に意見を求める等必要な連携を図ることとしております。
- ⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、会社の業績、課題及び今後の展望等を把握するため、代表取締役社長、取締役事業本部長及び取締役管理本部長とのディスカッションを年4回実施しております。
 - ・ 監査役は、相互の監査計画の交換及びその説明・報告並びに各部門の監査で判明した問題点の共有を目的とし、内部監査室及び会計監査人とのディスカッションを年4回実施しております。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを規程類に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。
 - ・ 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止す

るための対応方法等を整備し、周知を図っております。

- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、2017年11月14日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、当社の内部統制システムの整備及び運用状況について評価を実施し、適切に整備及び運用されていることを確認いたしました。取締役会で定めた当社及び当社グループの目標の達成に向けた方策の実状状況を取締役が定期的に検証し、評価及び改善に取り組んでおります。

② コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は、当社グループ社員全員が出席を行う社員総会での説明や、外部講師を招いて勉強会の開催、社内eラーニングでのコンプライアンス研修の実施等、法令の遵守及びコンプライアンス意識の向上に努めました。また、違法行為等の通報体制確立のため、社内外に設けた内部通報窓口の周知を行いました。

③ 内部監査の実施について

当社の内部監査は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室に専任者2名（室長1名を含む）を置き、内部監査計画に基づき当社グループの全部署を対象として、経営全般にわたる社内制度の整備状況及び業務遂行状況を適法性並びに妥当性及び有効性の観点から監査を実施いたしました。

監査結果については、代表取締役社長、取締役会及び監査会へ報告を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針や監査計画の策定、監査計画に基づく往査結果についての評価、取締役会に付議される主要議案の内容、定時株主総会への付議議案、内部統制システムの整備・運用状況の評価、会計監査人の監査の相当性判断、会計監査人の報酬の妥当性判断、代表取締役社長と監査環境の整備に関する意見交換等を実施いたしました。

常勤監査役は、年間の監査計画に基づき、本社及び主要な事業所（子会社を含む）に対する実地監査を実施するとともに、稟議書類等の重要な決裁書類の閲覧や取締役会並びに経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等の重要会議へ出席し、必要な場合は述べました。また、取締役事業本部長及び取締役管理本部長との意見交換、内部監査室及び会計監査人との情報交換による連携を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務体質の強化及び事業の拡大を経営上の重要課題として認識しております。

当社は、未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、それらを企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、前事業年度を含め、創業以来配当は実施しておらず、当事業年度の配当につきましても、財務状態・経営成績を勘案し、無配とさせていただく方針であります。

次期につきましては、株主還元として、創業以来実施していない配当を実施することといたします。

当社は、主に住宅展示場等の新規出店や優秀な人材確保のための費用等、機会をとらえた投資を積極的に行うことで、持続的な成長による企業価値向上を実現してまいります。一方で、当社は株主還元も重要な経営課題と認識しております。現時点では、株主還元施策として配当を重視しており、安定的な配当実施を基本として、当社グループの成長に応じて持続的に増加することを目指します。

また、当社は、定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項につきまして、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることとしております。また、剰余金の配当の基準日として期末配当の基準日（1月31日）及び中間配当の基準日（7月31日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

なお、配当金額につきましては、企業価値向上のための投資と自己資本の充実・強化等を総合的に勘案して決定する方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,830,322	流動負債	13,766,949
現金及び預金	3,381,775	支払手形及び買掛金	2,546,287
受取手形及び売掛金	60,477	短期借入金	4,829,880
販売用不動産	7,508,511	1年内償還予定の社債	82,000
仕掛販売用不動産	9,266,025	1年内返済予定の長期借入金	3,317,838
その他	613,532	未払法人税等	420,191
固定資産	1,725,489	前受金	2,099,320
有形固定資産	1,154,327	賞与引当金	170,000
建物及び構築物	933,890	完成工事補償引当金	26,508
機械装置及び運搬具	0	その他	274,923
土地	51,186	固定負債	4,862,251
建設仮勘定	127,861	社債	282,000
その他	41,389	長期借入金	4,404,738
無形固定資産	26,136	資産除去債務	161,844
投資その他の資産	545,025	その他	13,668
長期前払費用	124,123	負債合計	18,629,201
差入保証金	255,442	(純資産の部)	
繰延税金資産	153,499	株主資本	3,926,610
その他	11,960	資本金	385,888
資産合計	22,555,812	資本剰余金	335,888
		利益剰余金	3,205,923
		自己株式	△1,088
		純資産合計	3,926,610
		負債・純資産合計	22,555,812

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			28,057,223
売 上 原 価			22,945,244
売 上 総 利 益			5,111,978
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,592,126
営 業 利 益			1,519,852
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40		
受 取 保 険 料	2,731		
受 取 補 償 金	3,219		
補 助 金 収 入	9,125		
そ の 他	2,155		17,272
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	123,334		
株 式 交 付 費	10,201		
そ の 他	20,253		153,788
経 常 利 益			1,383,335
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	3,418		3,418
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	257		
固 定 資 産 除 却 損 失	167		
減 損 損 失	17,875		18,300
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,368,453
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			454,871
法 人 税 等 調 整 額			△46,438
当 期 純 利 益			960,020
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			960,020

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度の期首残高	50,000	—	2,245,902	—	2,295,902	2,295,902
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	335,888	335,888			671,776	671,776
親会社株主に帰属する 当期純利益			960,020		960,020	960,020
自己株式の取得				△1,088	△1,088	△1,088
連結会計年度中の変動額合計	335,888	335,888	960,020	△1,088	1,630,707	1,630,707
当連結会計年度の期末残高	385,888	335,888	3,205,923	△1,088	3,926,610	3,926,610

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,594,212	流動負債	13,501,998
現金及び預金	2,861,972	買掛金	2,597,677
売掛金	59,492	短期借入金	4,719,880
販売用不動産	6,819,620	1年内償還予定の社債	82,000
仕掛販売用不動産	9,266,025	1年内返済予定の長期借入金	3,251,502
貯蔵品	9,942	未払金	115,543
前渡金	186,329	未払費用	66,500
前払費用	164,843	未払法人税等	387,972
その他	225,986	前受金	2,099,250
固定資産	1,550,502	預り金	13,173
有形固定資産	948,743	賞与引当金	139,000
建物	735,956	完成工事補償引当金	26,508
構築物	46,583	その他	2,989
機械及び装置	0	固定負債	4,239,667
工具、器具及び備品	37,373	社債	282,000
土地	967	長期借入金	3,807,056
建設仮勘定	127,861	資産除去債務	144,846
無形固定資産	26,136	その他	5,765
ソフトウェア	20,361	負債合計	17,741,666
その他	5,775	(純資産の部)	
投資その他の資産	575,622	株主資本	3,403,047
関係会社株式	103,527	資本金	385,888
出資金	180	資本剰余金	335,888
長期前払費用	102,176	資本準備金	335,888
差入保証金	229,374	利益剰余金	2,682,360
繰延税金資産	128,714	その他利益剰余金	2,682,360
その他	11,650	繰越利益剰余金	2,682,360
資産合計	21,144,714	自己株式	△1,088
		純資産合計	3,403,047
		負債・純資産合計	21,144,714

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			27,046,162
売 上 原 価			23,022,803
売 上 総 利 益			4,023,359
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,762,403
営 業 利 益			1,260,956
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		34	
業 務 受 託 料		12,000	
経 営 指 導 料		24,000	
受 取 保 険 料		751	
補 助 金 収 入		9,069	
そ の 他		4,043	49,898
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		113,622	
株 式 交 付 費		10,201	
そ の 他		20,018	143,842
経 常 利 益			1,167,012
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		2,174	2,174
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		257	
固 定 資 産 除 却 損		167	
減 損 損 失		17,875	18,300
税 引 前 当 期 純 利 益			1,150,886
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			387,272
法 人 税 等 調 整 額			△46,719
当 期 純 利 益			810,333

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計
当事業年度の期首残高	50,000	—	—	1,872,026	1,872,026
事業年度中の変動額					
新株の発行	335,888	335,888	335,888		
当期純利益				810,333	810,333
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	335,888	335,888	335,888	810,333	810,333
当事業年度の期末残高	385,888	335,888	335,888	2,682,360	2,682,360

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当事業年度の期首残高	—	1,922,026	1,922,026
事業年度中の変動額			
新株の発行		671,776	671,776
当期純利益		810,333	810,333
自己株式の取得	△1,088	△1,088	△1,088
事業年度中の変動額合計	△1,088	1,481,021	1,481,021
当事業年度の期末残高	△1,088	3,403,047	3,403,047

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

株式会社アールプランナー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アールプランナーの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アールプランナー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

株式会社アールプランナー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アールプランナーの2021年2月1日から2022年1月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月24日

株式会社アールプランナー 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 古田 博 ㊟

監査役(社外監査役) 松井知行 ㊟

監査役(社外監査役) 川井信夫 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

日時

2022年4月26日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号

ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコート

電話 052-683-4111（代）

交通のご案内

名鉄・地下鉄・JR

金山総合駅南口からすぐ

株主総会専用駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。